

近代中国西南部における民間運輸・郵便組織、「麻郷約」(1852年～1949年)について：  
「西南民間運輸巨擘『麻郷約』」の翻訳(一部省略)と若干のコメント

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2008-01-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 今井, 駿 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.14945/00000403">https://doi.org/10.14945/00000403</a>

# 近代中国西南部における民間運輸・郵便組織、 「麻郷約」(1852年～1949年)について

～「西南民間運輸巨擘『麻郷約』」の翻訳(一部省略)と若干のコメント～

今 井 駿

## はじめに

孫旭日軍・蔣松・陳衛東共編『四川民俗大観』(1989年)という本がある。四川各地の行事・民俗を知るには便利な本である。但し、各項目についての叙述は2～3頁と短く、帯に短し襷に長しの感を否めない。

私が「麻郷約」の存在を知ったのはこの本が最初である。「郷約」といえばふつうは郷長のことである。そこで、「あばたの郷約」とよばれた人物のことでもあろうかと思って読んでみたが、これが単なる人名(あだ名)ではなく、清末から民国末までにかけて存在した巨大な民間運輸・郵便組織であることを知り、興味を覚えた。土匪の跳梁する太平天国樹立以後の西南社会で、当時の人々はどのような運輸・郵便組織を産み育てたのか、深い興味を抱いたのである。しかし、日本には他に手がかりとなる文献もないようだった。ところが、1992年に中国を訪れた際に、私は、内部発行の『四川文史資料選輯』第7号に、四川省志交通志編輯組「西南民間運輸巨擘『麻郷約』」(以下「巨擘」と略記。なお「巨擘」とは大きな親指という意味であり、民間運輸のナンバー・ワンということであろう)という調査報告のあるのを見つけ複写して持ち帰った。私は、大変興味深く読んだが、しかし、日本の読者にこんなテーマの資料を紹介してみても、関心を持って迎えてもらえるかどうかの不安もあり、その上、何分にも史料の根拠が、この報告のみというのは不満足であった。ところが、1999年夏、『綦江県文史資料』の第16輯に陳本立の「麻郷約大轎行始末」(「始末」と略記)、『重慶文史資料』第40輯に劉光玉の「兼営滙兌業務的“麻郷約”」が、それぞれその後掲載されているのを知った。しかし、そのいずれもが「巨擘」

の二番煎じだったり、断片的な回想に過ぎず、落胆した。

この間、1994年10月に、台湾の商務印書館から晏星編著『中華郵政発展史』が刊行されている。この本は、「1、緒論」で西洋における古代ギリシャ時代から近代各国における郵政の発達史を概説してのち、「2、古代郵政」で周代から清代までの諸王朝の郵政についての制度を紹介し、「3、現代郵政」で清末(1866年以降)から現代の台湾における郵政制度までを紹介している。しかし、「古代郵政」では国家制度としての郵政について紹介されているだけで、民間の郵政の発達については論じられていない。民間の郵政について触れられているのは、「現代郵政」の「5、民信局的経緯」のなかにおいてである。それによれば、民間の通信機関(民信局)は遅くとも中唐には生まれていたが、「現在知られるところでは、もっとも早い民信局は、だいたい清の乾隆年間に出現した」という(242ページ、彭瀛添氏の中国文化学院研究所博士論文『民信局～中国的民間通信用事業』に依拠)。そして、清末の各地の民信局の様子を紹介し、光緒25年(1899年)の「大清郵政民局章程」で民間の局が郵政局に再登記を命じられたこと、さらに、宣統3年(1911年)10月、郵伝部が定めた「地方官保護郵政辦法」の第5項で「およそ郵局の未だ承認せざる民局はまさに閉鎖すべし」とされたことを紹介している(258ページ)。この時はたまたま辛亥革命の年にあたり、この法も実施の暇はなかったと思われるが、民国になって、1921年に「郵政条令」が制定され、北京政府による郵政事業の独占がうたわれ(260ページ)、さらに1928年の国民政府の全国交通会議で、「民信局は民国19年(1930年)度末をもって一律に停止・閉鎖する」ことが決められたことを紹介して(261ページ)、「現代郵政」の「5」を終えている。この間の叙述によって、1897年当時、全国各地に民信局が数千もあったことなどがわかるが(256ページ)、民信局の内部についての立ち入った叙述はない。

私は残念ながら未だ彭瀛添氏の博士論文を見ていないが、以上のような研究の現状に照らしてみても、「巨擘」にはやはり紹介する価値があると思われる。そこで、麻郷約について紹介し、若干の考察を加えてみたい。とはいってもこの“はじめに”と、第1章および“おわりに”の部分を除けば、すなわち第2章の第1節以降の文章は「巨擘」を翻訳したものである。なぜ素直に全訳をせず、第1章を自分で書いたかという点、依拠した口述者の名前や档案、文献等に関する前書きが長いことと、「はじめに」に当たる部分が本文の要約・繰り返しであること、さらに「1. “麻郷約”創立的経過」には上述の陳本立の回想と若干異なる部分があり、考証の真似事が多少は必要だと感じたからである。こ

のように、小論は部分訳の前後にコメントをつけた紹介である。原文「1」は上述のように、私が「始末」を参照しつつ要約したものであるが、「第1章」としてあえて原文の体裁を保つことにした。但し、「章」や「節」は原文にはなく、読みやすいように、私が立てたものである。

## 第1章 麻郷約の成立経過（要約）

「麻郷約大幫信轎行」、これが麻郷約の正式の名前である。咸豊2年(1852年)に設立され、1949年に閉店した。創立者は陳洪義、又の名を陳鴻仁、別号を陳跑通といい綦江県坊郷の陳家壩出身の人である（因に、綦江県は重慶の南南西約60キロの地点にあり、重慶・貴陽街道の宿駅の一つである）。一方、陳本立の「始末」によると、陳の生年は嘉慶25年(1820年)ということが分かっている（前掲書、83ページ）。死去したのは、「巨擘」によると、後出のように光緒28年=1902年ころとされているから、総合すると、陳洪義は1820年に生まれ1902年、82歳で天寿を全うしたことになる。「巨擘」によれば、家は貧しく、11~12歳で放牧・牧草刈り等に従事したが、穿くべきズボンもなかった。16~17歳では炭鋤の石炭を拾って売り歩いていた。20歳前後には綦江、重慶の街で轎担ぎをなりわいとしていた。後、川黔街道〔四川・貴州街道〕で人夫〔伕子〕になったが、人夫頭の信用を得て小頭〔小伕頭、但し、この言葉はこことすぐ後の段落でしか使われていない。後の役職の解説では「二把手」という言葉が小頭という意味で使われている〕となり、「二把手」となった。

一方、「始末」によれば陳は10~12歳前後から綦江県城や重慶市内で人々の荷物を背負ったり持ったりすることで、生活をするようになった。20歳ころからは、やはり綦江城内や重慶市内で轎を担いだり川黔街道で荷担ぎをした。また、陳洪義は30余歳になって初めて信轎行の商売をはじめたが、経営がうまく、業務は次第に発達し、その名はついに四川・貴州・雲南ばかりか、ベトナム・ルート、ビルマ・ルートにまで知られるようになった。しかし、陳本立は「麻郷約」という店名の由来については詳術していない。「巨擘」によって補足すれば次のようである。

明末清初、政府の方針で湖北省麻城県孝感郷の農民が大挙して四川に行くことを迫られた。農民たちの故郷を思う気持ちには切なるものがあり、毎年人を選んで故郷の様子を見に行かせた。行くについては、特産品と手紙をもたせた。だから、公正で、信義を守る人が選ばれたが、人々はこういう人物を「麻郷約」

とよんだ（これは『四川民俗大観』も同じ。多分「巨擘」が種本であろう）。麻は麻城県の麻であり、郷約とは農村の指導者〔郷長〕のことをこう呼んだ。陳洪義は人夫の小頭るとき、同業者の間にもめごとがあると、仲に立って調停することを喜んで引き受け、公平に事を処し、また金銭のトラブルが起こるたびに自腹を切って仲裁し、双方をなだめた。人々は彼が大衆の利益擁護に熱心で、公正無私であること、往時の麻郷約に匹敵すると考え、しかも彼はたまたま顔にあざ〔麻〕があったので、いつしか人々に麻郷約と呼ばれるようになった。つまり、「麻郷約」とは、当初陳洪義個人につけられたあだ名であった。

以上のような叙述のうち、「麻郷約」という店名の起源を陳洪義個人につけられたあだ名に求める説明（これは「始末」も同じ）には、多少の疑問が残る。いくら正義感の強い人だといっても、30歳前後までの彼はまだ、せいぜいが人夫の小頭に過ぎず、人々の金銭上のトラブルを毎回毎回自腹を切って調停するだけの経済的裏付けが乏しいようにも思われるからである（そこで、陳洪義が秘密結社＝哥老会の高い地位にあったのではないかと、推測したくもなるのであるが、その後の彼の行動には「反清」や「反政府」の片鱗も見られない。むしろ、その逆なのである）。いずれにしても、「麻郷約大幫信轎行」の発足に関しては、「巨擘」でも「始末」でも、次のような話が共有されている。

すなわち、太平天国革命のころ、川・黔・滇〔雲南〕地区の農民反乱の鎮圧に「功」を挙げた唐鄂なる将軍が、昇進して雲南に行くことになった。途中、綦江を過ぎる時に轎を担ぐ人員が1人不足した。そこで現地の役所の役人は陳洪義を補充した。陳は唐の母の轎を担いだが、担ぎ方がうまく、よく気がつき、唐の母に気に入られた。一行が貴州省郎岱県に着いた時、唐は自分の誕生日を祝った。人夫たちにはほんのわずかの祝い料理しか出さなかったが、この晩、陳洪義は唐の数倍の肉を人夫たちに提供した（このことから考えると、このころには貯えがあったようだ）。唐がそのわけを聞くと、母の命日だからということだった。また、陳は唐と生まれが同日であることが分かった。唐はこのことを幸運の印とみなし、また陳の忠厚素朴にして孝心あるのに感服し、役人に取り立ててやるといったが、陳は「自分は微賤の出身で、役人になどなろうとは思っても見たことがない。できれば一つの信轎専門店を作りたい」といった。この時唐から「店の名前は何か」と聞かれ、陳洪義はみんなが私を「麻郷約」と呼ぶので、これにしたいと答えた。そこで唐は昆明に信〔手紙〕と轎の専門店を作ることを助け、一部の公文書の函をこれに輸送させ、川、黔、滇の各機関に支持と保護を求めた。時はおよそ咸豊2年（1852年）のことであっ

た（但し、「巨擘」には生年が記されていないから、「始末」のいうように当時陳洪義が30余歳だった、ということとは分からない）。

このように、麻郷約は官僚並びに地方政府の庇護と支持のもとに始まったのである。晏星の上述の著作とはだいぶ違っている。

## 第2章 麻郷約の営業範囲

麻郷約の主要な業務は客運（麻郷約轎行）、貨運（麻郷約貨運行）、送信（麻郷約民信局）の、3部門に分かれていた。以下には各部門について、「巨擘」を拙訳する。文中〔 〕内は私の注記ないしは原語、原書の注である。長い注は\*を付けて別記した。

### 第1節 麻郷約轎行

#### 1. 轎行を開設した原因

当時、西南の陸路の人間輸送用具としては馬幫〔馱馬による運輸業者〕の馬があったが、旅人の多くは轎に乗る事を喜んだ。轎行は当時沿道に分散していたが、一般に規模は小さく、遠出は願わなかった。陳洪義は昆明に「麻郷約轎行」を設けると、長途の客を選んで商売した。その後咸豊末期（西暦1858～60年）になると、重慶、成都、叙府〔後の宜賓県〕などの主要な都市にも轎行を設立し、その経営範囲を拡大した。同時に、広く顧客をつかむため、各地で運搬の労力を組織し、また、各主要路線の沿道の城鎮に多くの「分行」、「分舗」を設けた。

陳洪義がこの商売に手を染めたのは、商人・旅行者の需要があったからでもあるが、元手が安く、コストが少なく儲けが多かったからであった。たとえば、長途の轎は、一般に旅客が自分で用意し、特に封建官僚は往来に自分の轎を用意し、轎行は担ぎ棒を用意するだけでよかった。轎行も轎を備えていたが、多くは旅行客から安く買ったもので、轎行が自分で新調するのはごくまれであった。

長途の客を運ぶほかに、麻郷約は短距離の客の輸送も行なっていた。短距離の輸送は、多くが県城内や郊外に限られ、いつでも呼べばやってきて、客の便宜にこたえた。このような輸送は「街轎」とか「溜溜轎」とかいわれた。長途輸送をするものは「長路轎子」と呼ばれ、一般には先に話をまとめて、その後

顧客の意向で吉日を選び出発した。轎の類別としては、官轎、小轎、滑杆の3種があり、轎夫〔担ぎ手〕の配備には、2人担ぎ〔滑杆〕、3人担ぎ〔小轎〕、4人担ぎ〔官轎〕の三種があり、顧客の選択に任せて決めた\*。

\*訳注：なお、前掲「始末」によれば、官轎は官員が乗るもので轎は竹、藤でできており、座席はやわらかく、後には背もたれがある。左右には銅製の手摺りがあり、両側にはガラス窓があり、色つきのカーテンが取り付けられている。前方には踏み台が付けてあり、弾力性のある竹駕籠で、座ってみると平穩で心地がよかった。いわゆる小轎とは木の枠組みで作った轎に、三方と屋根をゴザで囲み、これに漆を塗り、窓を開け窓ガラスとカーテンを施したもので、このような轎には老弱の女性が乗った。竹竿は比較的簡単で、竹片で背もたれを作り、小さな板を座席とし小さな木を踏み板にし、二本の小さい真竹を轎の足とした。このような轎は軽便で一般の民衆がよく乗った。中には羽毛のはたきがおいてあり、清潔さが保たれていた。以上は後の訳出部分の文章と重複する所もあるが、違いもあるので注記しておく。

長途轎の輸送には三種の方式があった。すなわち、目的地に直行するものと、一駅一駅乗り継いで行くもの、〔途中の〕宿駅で乗り換えて〔他の土地に〕行くもの〔転站打兌〕であった。おおよそ清代の同治年間の初め(西暦1862年ころ)、重慶から成都まで行くには、陳洪義〔の路線で〕は、馬崗、永川、榮昌、隆昌、内江、資中、陽泉、茶店、龍泉駅等の地を通るが、彼はこれらの地に相次いで轎行の支店〔分行、分舗〕を設立し、「一駅一駅」旅客を送ったり、轎夫が足を休めたり泊まったりするための便宜をはかり、同時に、また乗り換え〔転站打兌〕の便宜をはかるなどして、その見返りとして儲けた。

## 2. 経営管理と轎夫の待遇

麻郷約轎行は一種の封建的企業組織であり、どんな科学的経営管理方法もなかったし、また、どんな成文化された規則や制度もなかった。しかし、麻郷約は終始、下述のような二つの面に注意を払ったので、それが月日を重ねるうちに習慣となり、規則になっていった。

(1) 長距離轎夫と顧客に関する面：轎の出動は、毎日少なくとも30～50乗、多ければ70～80乗あった。同一の路線、同一の目的地でも、お得意が1人とは限らなかった。麻郷約の轎行は交渉が成ると、顧客に明細書を渡したが、これには到着点、路線、轎の数、轎夫の姓名、轎夫の人数、轎夫の運賃および携帯

する荷物の件数などが書いてあり、顧客の随時の点検に備え、混乱が発生したり手荷物品が喪失する等の事故を防止した。この明細書は習慣上は又「紅単」とも呼ばれ、旅客が目的地に着いたら轎夫に渡して轎行に返し、手続きが明瞭な証しとした。

顧客は旅の途中で、火事、洪水、強盗の掠奪等のような不可抗力の事件以外の事故、たとえば、轎夫が轎を滑り落として客を傷つけたような場合には、轎行が治療に責任を持つとか、また轎夫に気力がなかったり、道を誤った場合などは、分行が即座に轎夫を交替させるとか、もし轎夫が物件を持ち逃げするなら、分行が別の轎夫を補充するほか、損失を賠償するなどした。こうして、旅客の旅行計画と安全を保障したのである。

10 乗以内の客轎は携帯する荷物も簡単で、一般に客は自分で自分の世話をした。10 乗以上の客となると、手荷物も多く、そこで麻郷約は顧客の同意を取り付けて轎行内から1名の人夫頭〔伏頭〕を護送に回した。この人夫頭の賃金・待遇は1名の轎夫のそれに等しかった。轎は担がなかったが、専門的に轎夫の管理を行い、荷物を点検し、茶水を取りなし、宿を捜し、部屋を選び、夜具の覆いを剥がし、床を整える等々、旅客の疲労を減少させ、くつろがせた。

長途旅客が乗る轎に対しては、麻郷約轎行は平素から清潔に心がけていた。轎の内部の設備としては、羽毛あるいは羽毛製のはたきがあり、随時に埃を払った。中には竹または藤で作った柔らかい椅子がしつらえてあり、椅子には背もたれがあり、左右には肘掛があり、前の方には動く横板があって、乗客が自由に仰向けになれるようになっていた。一部の轎は両側に窓があり、これにガラスがはめてあり、内部には赤や緑のカーテンが掛けてある。轎を載せる棒には、丈夫で軽く、弾力性のある材料を選んであり、乗客には安定感を与え、轎夫には歩きやすいようにしてあった。

世の諺に「家に居るなら千日でもいいが、外に出るのは一時でもつらい」というが、およそ旅行者はみな、安全に速く目的地に着くことを希望している。上述のように、麻郷約は顧客に対し、安全を心がけ、周到なサービスに努めるような経営姿勢を保っていたので、このような顧客の要求を満たし、顧客を歓迎した。麻郷約が信用と名誉を勝ちえ、巨利を博すことができた要因の一つはこのことにある。だから、麻郷約轎行の旅客輸送の業務は、四川、貴州、雲南の3省地域で発達したばかりでなく、ある時期には、西南の国際的旅客輸送の上でも、すこぶる盛名を馳せたのである。清代の光緒末年（西暦1906年から1908年まで）に、ビルマ、安南（すなわちベトナム）からわが国の各省に向かっ

て来る旅商人は、一般に道を雲南の迤東から四川あるいは貴州に取る二つの路線を通して各省に入って行ったが、陸路では少数の者が馬に乗った以外、多数の者は轎あるいは滑杆に乗った。この業務は、ほとんど全てが麻郷約轎行が請け負っていた。路程は遙かで、収入は多く、利益は大きかったので、当時の人はこれを「紅差」、つまり、とても儲かる商売と呼んだ。

(2) 轎夫に関する面：轎夫になるには必ず人の推薦と担保を必要とした。麻郷約轎行の長途轎夫に対する選択は特別厳格であった。一般には、農村で耕作している人で、確かな拠り所がある人物が、必ず人夫頭か旅館の主人を介して轎行に「搭白(すなわち担保)」を入れて後、はじめて雇用された。轎夫には途中「報路」を勤呼することを要求し\*、慇懃に客に接し、雇い主の信任を得、旅客の喜びを博するようにさせた。

\* 訳注：「報路」とは、安全を期して互いに掛け合う一種の掛け声。例えば、道の両側に人がいる時、前の轎夫が「両辺有」と叫ぶと、後の轎夫が「中間走」と応える等。多数の掛け声があった。これについては、134 ページに注がある。また、『綦江文史資料』第 10 輯所収の鄒策勳「民国時期綦江的民間運輸業」にも、詳しい事例が載っている。

麻郷約の麻郷約轎行は街の轎夫に対して「底子銭」(貸し賃)をとって利潤を獲得していた。民国初年、轎夫は轎を租借してのち、1人毎日約600文を稼ぎ、轎行は毎日1人から40文の底子銭を取り立てた。長距離輸送の轎夫に対しては提帳という方式で利潤を取る、つまり、距離の遠近、日数の多少にかかわらず、顧客が各人の轎夫に支払った賃金から、轎行は各人につき1元を取る。1923年の長距離輸送の轎夫の運賃の計算方法は以下のものであった。

表1 麻郷約轎行の料金とその分配

旅程	日数	顧客の支払い料金 (每人)	轎行の取り分	轎夫の取り分 (每人)
重慶～成都	11～12日	13元	1元	12元
重慶～昆明	45～46日	47元	1元	46元
重慶～貴陽	15～16日	17元	1元	16元
貴陽～昆明	20～22日	22元	1元	21元

『四川文史資料選輯』第7号、134ページ

麻郷約轎行は上述のように、「提賑」「抽底子」等の方式で搾取したほか、轎夫たちにある程度の気を使った。そのなかの主なものには、次のようなものがあった。

<1>長距離の轎夫が出かけるときには、轎行と顧客が路を急ぐ急がぬを決める。5日ないし6日に1回、轎夫のために牙祭〔旨いものを食べる会〕を行なう（每人半斤ないし1斤の肉を支給）。たまたま大山、峻嶺を越えた時には、臨時の牙祭を開き（食肉の数量は顧客が自分で決める）、こうして轎夫の体力消耗を補った。<2>轎夫がもしもちょっとした病気になったときには、轎行が薬を施して治療した。<3>老弱で頼るものがない者は、附設の茶館で火の始末をしたり、茶堂の用人とした。<4>貧しくまた縁故の者がいない死者は、轎行内部で喜捨を行い、棺に入れて埋葬した。それ故人々は麻郷約の雇い人に対する鄭重さを誉めた。しかし、実際は、羊毛は羊の身からしか取れなかったのである〔元はといえば、これらの費用は轎夫の稼ぎを搾取した金の一部なのだ〕。

### 3. 轎行の終末

麻郷約の轎行は西南軍閥が割拠し混戦する時期になると、旅商人が旅をためらい、旅行者が減り、道は安全を保障できず、轎夫も随時に軍閥に捕まって兵隊にされ、長途の商売は閑散としてしまった。大革命の前後には、各主要な都市にはあいついで大通りもでき、人力車や馬車、牛車が次第に増え、轎の商売もこれにつれて減った。おおよそ1928年ころに、麻郷約は客を運んでも儲けにならないのを見て、精力を貨物の運搬業務を発展させることに集中することにし、轎行は附帯業務として管理したが、のちしだいに活動を停止した。

## 第2節 麻郷約民信局

轎夫をやっていたころに、陳洪義は商店〔商号〕からよく手紙を預かり、この種の業務を経営すれば、郵送料をもらえる外に、相手に渡せば「賞銀」という額外収入が得られ、利益が多い上に安全な商売であることを知った。そこで彼は轎行業を始める時に、手紙の送信業も兼営することにした。

最初のうちは、この商売はうまく行かなかった。当時は「松柏長」民信局というのがあって〔原注：重慶の人・陳松柏が道光3年（1823年）に開業した〕、雲南、重慶から川陝境界の広元等の地にまで民信局を設けていた。一方、陳洪義の営業地区は昆明付近に限られていた。言われている所では、陳洪義は局面を打開し、営業範囲を拡大するため、次のような二つの手を打った。

(その1) 鄭という官僚がいて、昆明から成都に贈り物を送り届ける人を捜していた。陳洪義はこれを知ると、人に頼み込んで担保を入れてこれを引き受け、責任をもって送りつけた。彼は贈り物を安全に早く成都に送りつけたので、鄭官員は大変喜び、役所の中で麻郷約を宣伝し、こうして陳洪義は封建官僚の支持を受けた。

(その2) もともと滇東 [雲南東部] の塩岸 [政府が定めた塩の販売・流通範囲] 一帯の商店、票号 [為替業務を中心とした旧式の銀行] は四川、貴州両省の塩商および銀錢幫 [両替業者] との手紙の往復を、多くが馬幫に託していた。しかしアヘン戦争後、英、仏帝国主義の経済勢力が、あいついで西南に侵入すると、四川、貴州、雲南等の商業資本も昔に比べて発展し、商情についての素早い情報の交換、貿易の商談、貸借票の伝送、速やかな為替を必要とし、資金の運転を速めて、高額な利潤を取ることが必要になった。馬幫による伝送は、すでに時代に合わなくなっていた。陳洪義はこれらの商家の要求を満たすため、これらの商売の経験者を集め、専門の請負人を組織し、リレー [伝遞] させた。結果は、速くて頼りになり、商人、票号、塩号 [塩の専門店] の歓迎を受けた。これより、滇東各地の商業界の郵便物と為替は、ほとんどすべて麻郷約民信局の請け負うところとなった。

1. 郵送料[信資]、日程、正站、快站；陳洪義は信用兌換業務が日毎発展し、信用が日毎高まる情勢を基礎として、同治5年(西曆1866年)、最初に重慶に總局を設立し、その後、成都、嘉定、瀘州、貴陽、昆明、打箭鑪等の所に分局を設けた。これと同時に、路線の遠近、行程の難易に照らして、郵便料、日程、輸送方法等を次のように定めた。

表2 麻郷約民信局の普通便の料金・日程と郵送回数

起点と至着点	郵便料	日程	毎月回数	輸送方法
重慶～成都	32文	8日	9回	陸路
重慶～嘉定	40文	10日	〃	〃
重慶～瀘州	24文	4日	〃	〃
重慶～貴陽	72文	11日	〃	〃
重慶～昆明	150文	24日	〃	〃
重慶～打箭鑪	100文	15日	〃	〃

前掲書、137ページ

郵便物の日程と料金は正站、快站の二種があり、正站は今日の普通便、快站は現在の速達にあたる。普通便の料金と日程は上表に示すとおりで、速達便の料金は面談で決める。麻郷約民信局の速達便のうち最も出色なのが「火烧信」と「么帮信」である。火烧信は手紙の一角を焼いてあり、これは飛脚〔跑信伏頭〕に特に重要にして緊急であることを自覚させるためである。雲南の天順祥は一度この種の手紙を重慶に送ったが、平常の料金のほかに両吊錢（1000文が1吊で、1両の紋銀に当たる）を付加した。么帮信は、外部を数枚の油紙で包み、雨や水に濡れないようになっていようえ、その上には一枚の木札が縛り付けてあり、万一水中に取り落としても沈まないようにしてある。肩に担ぐような場合には、手紙の包みの両端を上に向けて曲がった天秤棒の先端に括り付け、迅速な登山・越山に便利なようにする。速達の飛脚を特派する時には、その他の手紙を託さず、念入りに単独で送り、安全と快速を期した。麻郷約民信局の遺物の中から、手紙の封印上に正料金200文、快速賞銀5両と、書いた手紙が発見された。光緒22、23年の間（西暦1896年、1897年）、西南三省の市況は激烈だった。当時四川省にはすでに官営の郵政局があり、速達も受け付けた。しかし、麻郷約の信用は強く、名声は高く、重慶の大票号、自流井の大塩号はなお喜んで麻郷約民信局に速達を依頼し、支払う快賞費も、ある時には数十両から100両の紋銀にも達した。麻郷約民信局快站の日程は正站の日程の2分の1の時間で届き、特殊な状況下では3分の2の時間で届いた。快站リレーの方法は、通常の場合では日夜歩行した。たとえば、昆明から貴陽まで7昼夜、昆明から叙府まで12昼夜であった。特殊な情形では馬帮を雇って、日夜進み、たとえば、重慶から昆明まで15昼夜、昆明・会理間は3日半であった。

麻郷約民信局の為替兌換の方法には2種あった：1種は相互兌換で、たとえば重慶と昆明の銀を麻郷約の民信局に委託したならば、相互に兌換し、銀を直接に重慶や昆明に送らない。この種の方式は多くが商業の範囲に用いられ、当時の塩号、票号の集めた銀はみなこのように処理された。別のもう1種は委託して銀を目的地に直送するものである。この種の方式は多くは官側の為替に用いられ、当時の塩務の銀、協餉〔天災や事変で不足した金を隣省より補給すること〕、京餉〔北京への送金〕などは、みなこのように処理された。その為替料は面談で決めた。為替の類いについては、たいていは、価値と距離をもとに手数料を計算して受け取った。光緒初年の標準でいうと、四川省内の場合、重慶から成都、嘉定、叙府等の地への送金料は、銀1000両につき約銀6両であった。省外たとえば、重慶から昆明、貴陽等の地では、銀1000両につき約銀8両であっ

た。現金の類いについては、たいていが距離、重量と価値で計算し費用を徴収した。光緒初年の標準では、四川省内、たとえば、重慶から成都、嘉定、叙府等の地への送金料は、1000 両につき 12 両であり、外省への送金、例えば重慶から昆明、貴陽等の地への送金では、1000 両につき 16 両を徴収した。麻郷約は配達線の広さ、信用の強さ、資金の豊かさなどによって、毎年受けつける為替がその他の民信局より多かった。清代同治末年から光緒初年（西暦 1874 年から 1876 年）、麻郷約民信局が毎年、票号、塩号、商店のために逡送した為替と現金の総額は、最高時には、300 万両に達し、川、黔、滇、康[康西省]等の諸省の商業の発展に、一定の作用を及ぼした。

信用兌換の業務を発達させ、商界の需要に応じるため、麻郷約民信局は送信回数を増やすことによって同業者と競争した。光緒 9 年（西暦 1883 年）当時、「松柏長」「三廂子」民信局〔原注：重慶の人・王与和が光緒 9 年に創業〕は各地への配信は毎月 3 回から 6 回だったが、麻郷約は 9 回だった。商業が活発になる季節になると営業時間を夜 12 時まで延長した。そのほかに、長年の得意には多くの便宜をはかった。それは、(1)夜間に商号、票号、塩号の取引が終わると、人を差し向けて郵便物と為替を送り届けた。(2)先に記帳し、後で郵送料を受け取る。(3)一度に多数の郵便物を送る場合は、割り引き交渉に応じる。(4)郵便物の多少にかかわらず、毎季全体で郵送料金を決め、配達を引き受ける。(5)商号、票号、塩号の職員に手紙や小包みをただにしてやる、等々であった。このような、利己のために人の便宜を図るという経営の態度は、麻郷約民信局の業務の発展を助け、商業界の推奨と信任をもたらした。

2. 組織管理と人員の任用：麻郷約民信局の業務はこのように発達したが、その組織管理はとても簡単なものだった。

郵路の開拓は、どのくらいの収益があるかによって決まり、そこで稼げるとなれば、郵路を開き、分局を設け、稼ぎがなければ設けなかった。

店先には高々と看板が掲げてあり、店名の下には、客寄せとして、詳細に郵便物の宛先の地名が書いてあった。店内には勘定台があり、郵便が来ると、番頭〔管事〕が料金を決め、封筒の上に料金あるいは速達の報奨銀数を書き、帳簿に記入し、その後に飛脚〔措信伏頭。前項では跑信伏頭とあり、本項では伏頭という語も出てくるが、用語の区別についての説明がない。すべて飛脚と訳しておく〕たちに責任をもって配達させた。

為替、現金、小荷物については責任賠償制度を実施した。その賠償方法は以

下のものであった。(1)およそ人力では救いようがない火災、水害には賠償をしない。(2)飛脚が殺された時には、[郵便物の発出者に]賠償をしない。(3)もしも盗賊に掠奪された場合には、半分を賠償する。(4)その他の損失は、全面的に賠償する。光緒の初年、陳洪義は四川から雲南への協餉を請負い、老鴉灘に行き、渡河しようとして風にあい、船が壊れ、餉銀が水中に没してしまった。川をさらったが、なお小部分はさらいきれなかった。これに対し、麻郷約民信局は全面的に責任を負った。

機構の間、つまり総局と分局との関係では、分局は毎季に総局に決算書を出し、損益を報告し、収益の多いものは[剰余を]上納し、欠損のあったものは総局から補充された。しかし、麻郷約民信局の名声は他に勝り、商売はずっと上向きで、欠損はごく少なく、毎季の多くは分局が総局に収益を送り、欠損・不足という事態は少なかった。分局は所轄の業務範囲内に代理店を作る必要があるかどうか、分局が直接指揮できるかどうかを判断することができた。当時の人々は、麻郷約民信局が多いのは、「碁盤の目のように、互いに連絡し商民に便利だからだ」といっていた。光緒22年(1896年)、四川に「大清郵政局」が作られたが、麻郷約民信局の分局のあった地点と路線を書き写し、郵路を開き分局・支局を開く拠り所とした。麻郷約の郵路の広さ、分局の多さが、これによって分かる。

麻郷約民信局は、たとえば陝西省、湖北省等外省の地と交わっていた郵便物に対し、各省民信局と協定した交換方法を用いて、毎年年末の決まった日に、各々帳簿の記載額を明らかにし、互いに貸借の項を報告しあい、数のとおりに決済した。だから、およそ上海、天津、漢口、甘肅、陝西、河南等の地への郵便物は、麻郷約民信局が安全に輸送することになった。一般に、道行き遙かな旅商人や異境に生活するようになった役人は、麻郷約を便利だといった。

麻郷約民信局の職員・人夫に対する任用は、「穩」にして又「滾」であった。麻郷約の解釈に照らすと、「穩」とは忠実にして頼りになることである。「滾」とは如才なく外事に精通していることである。総局、分局には番頭[管事]を設け、郵便物の出入りを行い、郵便料金を決め、飛脚[伕頭]への分配を決めるなどの事務を行なう。これらの管事は、多くは飛脚[措信伕頭]から這い上がったもので、計画に精通し、郵路を熟知し、文墨に略通する者たちである。番頭の給与待遇は、光緒末年の年俸としては、民信局が食事・住居を提供するほか、毎年80吊銭(毎吊銭は約紋銀1両)だった。民国10年[1921年]前後は、官営の郵政局が月給に改めたのに習い、民信局での住・食を除き、毎月の

給料は銀元10元だった。このほかに、平常の節句には「小賞」が、年末には「大賞」が支払われた。もっぱら郵便物を配る飛脚〔伏頭〕は、総分局の管事が雇い入れ管理するにあたって、その待遇に2種類あった。人を介して「搭白」(担保)を入れて民信局に雇ってもらった時には、臨時払いの賃金を給され、「二伏頭」と呼ばれた。しばらく働きぶり等を見てもらい信用を得ると、初めて固定賃金〔工資〕を取得し、呼び名も「正伏頭」と改められた。正伏頭は一貫して月給制で、光緒末年〔1908年〕には、民信局が住居と食事を提供するほかに、毎月の給料は3吊銭であった。民国10年前後では民信局の住食のほかに毎月銀5元だった。このほか、毎年5月の端陽、8月の中秋、晦日月の30日の3つの節句には、別の賞が与えられた。臨時払いの飛脚〔伏頭〕だろうと固定賃金の飛脚〔伏頭〕であろうと、およそ受取人のくれる「賞銭」は彼らの所得となり、奨励金となった。この種の「賞銭」は往々にして正式の賃金を超過した。これが、賃金待遇は明らかに低いのに、人々が競って飛脚になろうとした本当の原因だった。民信局は飛脚に対し、「搭白」をとる外、身体壮健で脚が速く、日夜200里〔約100キロ〕行くことができ、風雨にさらされても、郵便に責任を持ち、路線を熟知していて、沿途で「採得開」〔意味不明〕ができることを求めた。光緒10年〔1884年〕、川滇間の道路が不安で、商旅は時に掠奪を受けた。その時ある塩務の銀が四川から雲南に兌換のために運ばれた。麻郷約民信局と某同業者が運搬を引き受け、各々が1部(約100挑、毎挑100市斤)を運んだ。同業者の運んでいた一部分は途中で掠奪され、麻郷約民信局が引き受けた方の部分は恙なく、期日のおりに到着した。その原因は、麻郷約民信局の声望の高かったこと、政府の支持があったこと、平素から某匪幫〔盗賊団〕と交流があったことを除けば、選抜した飛脚が沿路の状況を熟知し、ふだんから該地の居民と友好的関係を持ち、不安にあえば協力して見張り、処方を決めていたからである。そこで、土匪の盤踞する地区でもまた危局を切り抜けて平穩に運搬することができたのである。光緒22年〔1896年〕、四川に官制の郵政局ができたとき、麻郷約から数人の信用できる飛脚を引き抜き、同局が業務を展開し、郵路を熟知するのを援助させようとした。これらの手紙をもって駆けずり回った飛脚は、1930年に出版された『交通史郵政編』の中で、「越えることのできる峻嶺、崇山を通過して、一千里も離れた辺鄙な小鎮にまで手紙を届けることは、まことに当時の〔官制の〕郵局の及ぶところではなく、故に郵局はしばしば麻郷約を利用したのである」と述べている。

上述のような、組織機構が簡単で、訓練した人員を選抜し、顧客に対し賠償

責任をとる制度等は、内部に対し奨励制を実行した管理方法と共に、麻郷約民信局の名誉を不断に高めることに貢献し、こうして麻郷約の業務は不断に発展し、その他の同業者の先を行くことになった。

3. 民信局の結末：光緒 22 年 [1896 年] に「大信郵政」が設立されると、清政府は民営の通信事業に対し、その存在を許し官営の郵局と補いあう形で事業を進めた。しかし、また制限の方法も採用し、次第に民営事業を取り締まった。当時の郵政章程の規定では、およそ郵局のある地方では、民営の信局は官営の郵局に登録すべきであり、すでに登録済みの民信局では、従来の通商口岸経由の郵便物は、ひとまとまりに包装し、法に照らして費用を徴収し郵局に転送せよ、とされていた。光緒 25 年（西暦 1899 年）には、又規定を加えて民信局に登録済みの全ての包みについては、その納入すべき費用を、これまでは 1 ポンドにつき 1 角としてきたが、現在はすなわち 12 両（すなわち 1 ポンド）につき銀 64 分（すなわち 6 角 4 分）に改正することとした・・・郵送の方法では、民信局の全ての包みは包み章程が許すところの尺寸と重量、すなわち、長さ 2 尺、横幅と厚さ各 1 尺、重さ 8 斤（すなわち 11 ポンド）・・・等々と規制されるようになり、しだいに郵局が民信局を併合する効果をあげていった。このような情勢の下で、「封建的独占経営」の麻郷約民信局は官営の「資本主義的」性格の郵局と対抗する力はなかった [但し、どこが「資本主義的」であるのかについての説明はない]。四川郵局の補佐 [機関] となることは許されたが、しかし制約を受け、その上麻郷約自体の内部条件も芳しくなかった。そこで、これより以降は、麻郷約民信局の業務範囲は次第に縮小し、営業は発展をやめた。

1927 年から 28 年の間に、川、黔、滇三省の軍閥混戦により、郵路は常に断たれ、飛脚は常に徭役や兵隊に引っぱりだされ、麻郷約民信局はこれに対してどうしようもなく、郵便事業は完全に停止してしまった。のち、時局は好転し、交通も順調になったが、麻郷約民信局はより多くの利潤追求もできないと考え、郵務の再建を願わなかった。こうして、1935 年になると、国民党反動政府は民信局に対し、期限つきで麻郷約民信局を取り消す政策を取り、民信局は完全に仕事を終結した\*。

\* 訳注：“はじめに”で紹介したように、南京政府は 1930 年末をもって民信局の閉鎖を決定していたから、なにも、麻郷約だけを禁じたわけではない。中央の政令が西南地方に及ぶまでに 5 年を要した、ということであろう。

麻郷約民信局の終結後も、その悠久の歴史から、人民大衆のこれに対する信任は厚かった。そこで、1945年まで、手紙や小包みを麻郷約に依託する者もいた。これに対して、麻郷約はその都度このような業務を停止した旨を告げるとともに、一面では客が必死になって依託してくる物については、郵政局に送る代わりに、貨物の客を招くための一種の方法として引き受けた。

### 第3節 麻郷約貨運行

麻郷約が運輸を引き受けたはじめは轎行で、ついで民信局の付属事業として運輸業を始めた。顧客の携帯する物品は駄馬を雇ったり、荷運び業者を紹介した。小荷物は長途轎夫の付帯品として専門の人に背負わせ、この分の費用は徴収しなかった。

清代の咸豊年間（西暦1851～1861年）、四川、貴州、雲南の三省間の商業が発達し、商品の輸入輸出量は以前よりも増えた。信用度が高く、輸送力の大きな運輸業者が輸送を引き受けた。この当時、麻郷約の声望はすでに高く、貨物輸送を請け負うことの危険性は通信や轎行の業務に比べると大きかったが、しかし、大量の資金もいらず、且つ又客と貨物の輸送を兼ねるので、巨額な利潤を得ることができた。そこで、おおよそ1860年ころ、陳洪義は昆明に正式の運輸業の看板を掲げ、雲南省東部一帯の貨物輸送を引き受けることにした。

陳洪義の運輸業務は、当時の馬幫に排斥されたので、最初のうちは順調ではなかった。彼の看板が昆明に出現した後、当地の勢力の大きな同業者に殴り込まれたりしたこともあった。一説によると、ある時陳洪義は王という名の官僚の荷物を運んでいたが、途中で雨にあった。すると彼は自分の衣服を脱いでこの荷を覆った。このため、荷物は濡れずにすんだ。このような、客の荷物を大切にすることは、深く王官員に喜ばれた。陳はこの機会をつかんで庇護を請うたところ、王は彼が自分の役所の門の向かい側に看板を掲げることを許した。こうして陳は後ろ盾を得、信用を得、「封建官僚」の支持を獲得した。そこで順調に業務を展開することになった。

同治5年、重慶に麻郷約民信局を設立すると同時に、陳洪義はまた貨運行〔貨物輸送業〕の〔中心〕を重慶に移した。なぜならば、重慶は西南の重要な開港場であり、商業が盛んで、貿易は発達し、ここをセンターとして客運・貨運および送信業務を同時に経営することは、広範な商売を掌握し、管理するのに便利だったからである。この後、貨物輸送の業務は順調に風を受けて発展し、1949年に至り終息した。

1. 路線、品種と運搬量：麻郷約の運輸路線は、当初は郵路沿いに展開し、顧客輸送の駅程に沿って運送した。後、重慶に総本店を設けると、声望は日に高まり、貨物の源泉も多くなり、貴陽、昆明、成都、叙府、広元、打箭鏢等の地方を連絡点として分店を設け、四川、貴州、雲南、康西等の諸省内の貨物輸送を引き受けた。西南の民間運輸業者の間では、「麻郷約の荷物は各州各県のどこにも運べる、各州各県はみな麻郷約のあることを知る」というような対句が流行していた。このことから、その運輸路線の長かったこと、地区の広がったことが分かるであろう。

麻郷約の貨物の品種はきわめて多様であった。重慶から雲南や、貴州、康蔵高原に運ぶものは、主として、蘇州や広東の雑貨、顔料、綿糸、反物、絹糸、茶、石油、煙草、銅製の水パイプ、書籍、文具、食塩、磁器、ガラス、ミシン、金物や部品等々であった。雲南、貴州、康蔵高原から重慶に集め、そこからまた外部諸省に送られるものには、主として、山貨、豚毛、牛皮、羊皮、雑皮、薬剤および雲南省箇旧の錫等であった。光緒末年（西暦 1908 年）麻郷約は昆明から箇旧、河口等の地を経由して、絹糸、茶、工芸品、錫製品等をベトナムに送り、同時に同類の貨物を昆明から楚雄経由でビルマに運んだ。

麻郷約の運搬数量は、詳細な記録はないけれども、清末に重慶から搬出した商品は、往々毎日 400～500 挑（毎挑は 100 斤）にも及んだ。重慶の鹿蒿ガラス工場の責任者は、その回憶録の中でこう書いている。「1909 年の春、成都の加花会〔意味不詳、国産品の展示会か？〕に参加したガラスは、全て麻郷約が包装して運んだが、その荷の続々とやって来たようすは、今も記憶に新しい」と。雲南では、昆明より嵩明、馬龍、曲靖、東川を経由して昭通にいたり、再び昭通から叙府にいたるこのルートの貨物はほとんどが麻郷約によって運ばれた。1928～1929 年の間に、重慶から貴陽まで運ぶ貨物は、麻郷約が独占し、道を行く人夫の列は、往々にして前後 10 余里におよび、まるで龐大な貨物の大軍のようだった。このような大量の運輸は西南 3 省〔川・滇・黔〕の物資の交流に、少なからざる作用を起こした。

この種の大量の運輸に当たったのは、主には人力で、時には馬幫や木船を雇い、抗日戦争の時期には、時として自動車を臨時雇用した。しかし、麻郷約は終始人力を主要なものとした。その原因は：（1）外国資本主義が西南に侵入して以降、「自然経済の破壊は、資本主義の製造した商品に市場を提供し、大量の農民と手工業者の破産が、資本主義に労働力市場を与えたからである」（『中

国革命と中国共産党』)。そこで、多くの破産した農民が都市に流入し、麻郷約に安くて大量の労働力を供給したのである。(2) 西南のような山路が険しく、また大きい川の間での長途の貨物輸送には、人力で荷駄を担ぐのが便利である。

(3) 工具は人夫〔伏子〕が自分で揃え、貨運行は工具費の支出がいらなかった。(4) 畜力あるいは車両を使用すれば多く積むことができるが、危険が大きく、出費が多く、利を得るには人力の多さにしくはなかった。

2. 包装、運送時と賠償；麻郷約は長途を運ぶ貨物に損害を受けさせぬため、特に包装と梱包に注意をした。直接貨物に触れたのち、一般には番頭〔管事〕あるいは人夫頭〔正輪子伏頭、後出〕が自ら指導したり、責任を負わせて梱包作業を行い、包装の品質を確保した。その通常の方法は主として次のようなものであった。

〈1〉 大包みを小包みに変えたり、小包みを大包みに変え、重量を重すぎぬようにし、体積は大きすぎたり小さすぎたりせず、構成を異にするごとに異なった様式で包装し、保管と運搬に便利なようにした。一般に約 100 市斤〔50 kg〕から 150 市斤〔75 kg〕の重さを一人の背負い分とした。

〈2〉 包装するには、油紙、ゴザ、竹製のゴザ、麻袋のほかに、気候と物品の品質を見て、ある場合には上下に笠を用いて雨水がしみ込まないようにし、ある場合には、白布で包み、むらがなく光沢を維持するようにした。

〈3〉 ガラス、磁器、精巧な手工業品は包装がさらに細心で、損傷をあらしめないようにした。

〈4〉 大小の荷を問わず、必ず緊密に梱包し、烙印を捺し、落としたり散逸したりすることを避けた。

〈5〉 特殊な貨物は足型を捺すとか、松の枝を差す等を目印にして、途中〔すでに話をつけてある土匪からの〕愛護・保管を受けるべき物とした。

約 1920 年ころ、一荷の紙を重慶から貴陽に運んだ際に、松坎に至って水を渡る時、人夫の 1 人が立ち泳ぎに失敗し、紙の梱包が水中に沈んだ。これを引き上げて開いてみると、内部は全く湿ってもいなかった。1930 年ころ、重慶の運輸業の間では、書籍用の紙を成都に送る競争があった。ある時麻郷約はある同業者と腕比べをし、それぞれがすでに包装済みの貨物から、任意に 1 つを引き出して、重慶の白象街の下の川岸に到り、同時にこれらを長江に投げ入れた。何里かを漂流させてから、水から引き上げ荷物を開いてみると、麻郷約の包装した書籍には、1 滴の水あとも留めなかった。このことは、民間の運輸業者の

従業員の美談となっている。

客と荷物の梱包が成ったら、運輸行内では数量を「紅単」と「篋単」に書き込む。いわゆる紅単とは帳簿中の会計細目のようなもので、ただ貨物別の総数を記するだけである。篋単はまた名花単とも呼ばれ、帳簿中の会計科目のようなもので、貨物の種類を記録する。一式を2冊とし、1冊は運搬責任者[伏頭]に渡し、目的地に着いたのち、単に照らし合わせて貨物を引き渡す。もう1冊は顧客に渡し[顧客から受取人にこれを送り?]、直接これを受け取った人が単に照らして荷物を受け取るようにして、混乱、不足を避け、手続きをすっきりさせる。

貨物を迅速に送るために、麻郷約が制定した速達と普通の制度では、その主要な路線、日程は以下のとおりであった。

表3 麻郷約の輸送日程（速達と普通）

路線	速達日程	普通日程
重慶～昆明	48日	60日
重慶～貴陽	18日	23日
重慶～成都	12日	15日
貴陽～昆明	21日	26日

前掲書、147ページ

里程の大小、運搬の難易に基づいて、又毎日の行程を大站・小站の二種に分けた。雲南省内では、大站は毎日約100華里[約50km]を行き、小站は毎日約70華里[約35km]を行った。貴州や四川の省内では、大站は毎日約80華里、小站は毎日約60華里を行った。速達と普通との日程をまちがわないため、人夫には「道を急ぎ、群がるな」といった。運送の方法は、多数が目的地まで行き、たまには途中で違った方向に宿駅を換える[転站打兌]こともあった。人夫が途中気力がつきたり病気で動けなくなったりした場合には、輸送の人夫頭[伏頭]が適宜人を替え、期日どおりに着けるよう便宜を図った。

清末民初のころ、重慶の郵政局も貨物の運搬を行ない、しかも料金は麻郷約より安かった。しかし、その集荷量は麻郷約より少なかった。その主な原因は、運送期間が麻郷約のように短くなく、包装も麻郷約の堅牢さに及ばなかったか

らである。商人たちは運賃が少し高くても、麻郷約に輸送を依頼した。

輸送中は、天災・人禍（主に人力では如何ともしがたい火事や水没、あるいは大きな土匪の掠奪など）を除いて、その他の窃盗、盗売、持ち逃げ、遺失、破損等には、みな賠償の責任を負い、且つ又変わることなく〔荷物を〕堅守した。

民国以前は、時局はなお平穏で、管理もよく、輸送する人夫頭にも力があり、賠償事件は少なかった。それ以後は時局は多事多難で、管理は劣り、賠償事件が多くなった。その中でも比較的大きなものとして、次のような事件があった。1928年、重慶から貴陽に雑貨を運んだが、桐、梓、煎り米、ベッドなどの梱包2つを失い、銀元400元を賠償した。1929年には重慶で20余艘の船の鉄鋼製品を長江に沿ってさかのぼることを引き受けたところ、曳き綱が切れて船が転覆し沈没した。これには、2000余銀元のサルベージ費のほか、物品賠償金6000銀元を支払った。また、1939年には頤中公司から煙草200大箱を、重慶から成都まで運搬をすること引き受けた。出発前にこの貨物は倉庫に入れてあったが、日本侵略軍の空爆を避けるため、船上に移した。はからずも、金紫門の沿岸に置いてあった40箱が爆撃にあい、当時の法幣で1万元を賠償した。

信用を保持するため、以下のような2つの状況下では、麻郷約も賠償責任を負った。(1)顧客と水路の輸送を協議していたが、時間が差し迫ったため、相手の同意を得ずに、道を陸路に変え、途中で土匪に遭い荷物を奪われてしまったような場合。(2)人夫頭や人夫達が、関所に難癖をつけられるのを恐れて遠回りをし、途中で土匪の掠奪に遭ったような場合、である。

麻郷約のできる前、川・黔・滇・康諸省の貨物輸送方法には、一般に次の兩種の方式があった。第一種は、商人が自分で人夫を雇い運送するものであるが、但し保鏢〔護送業者〕を雇って沿途を護送させ、盗賊・匪賊の掠奪を防止しようとするものだった。しかし、保鏢はいても、依然貨物掠奪事件は発生した。もう一つの方法は、商店が貨物を大幫〔大きな馬幫？〕に送らせるものであったが、物件がもしも無くなっても、大幫には探し戻すことはできず、しかも往々にして貨物の賠償はできなかった。麻郷約が輸送を請け負って以来、保鏢を排除し、貨物の損失には責任を負い、顧客の權益にいささかの損失も出さず、これが手本となった。表面上それは賠償金に似ていたが、しかし実際にはその金は業務の繁盛の代わりであり、顧客が門前市をなすほどの信用と名誉は長く衰えることなく、この〔保障制度は〕大きな成功をもたらしたのである。

3. 貨物輸送の鴻仁棧と三皇廟に適應したこと：西南の民間運輸業の運搬設備は、一般にはごく簡単だった。一種の流行した言い方をすると、貨物輸送の経營業務は、多量の資金がいらず、数室の家と、数点の家具、数人の人と、信用さえあればよかった。麻郷約運行の創業当時もこのようなものだった。同治5年[1865年]に業務が発展した後、先ず重慶の南紀門の白象街、昆明の景星街、貴陽の小関、成都の東大街等の所に総店と分店を設立し、その後は又雲南の昭通、貴州の遵義、四川の碁江、瀘州、叙府、梁山等の地の、水の干上がった埠頭に運送所を設け、大きな貨物の管理を組織しやすいようにした。

光緒6年から10年の間(西暦1880~1884年)遠来の客商の往来は増え、彼らと係を密接にし交易を増やすために、麻郷約は総店、分店の各所に鴻仁棧[馬宿を兼ねた旅館]を設け、顧客に住と食とを提供し、荷物を預った。重慶の鴻仁棧には70~80の部屋があり、70~80人が長年住んでいた。客が棧中に住むのは、商売の折衝や貨物の保管に便利であり、しかも食と宿とが余所に分散していないのも、気楽で便利がよかったからである。

随時に労力を組織し、貨物の出発時間を誤らないため、鴻仁棧には又茶館が附設してあり、人夫頭や人夫が任務先の場所の振り当てを待ちうけていた。昼間は、人夫頭や人夫は茶館の中で茶を飲んだり麻雀をして、自分の商売が回ってくるのを待っていた。夜、遠くまで行く人夫頭や人夫が臨時に宿舎を設ける時には、もしも荷物が一斉に集まると棧内には入りきれないので、机や椅子をかたづけて、荷物を置く。人夫頭と人夫は茶を飲んだが、平時は現金を支払わず、貨物輸送の引き受け契約が成った時に清算をするようにし、これをもって優遇の表現とした。麻郷約には一つの慣例があつて、人夫頭や人夫に仕事があると、出発当日の茶代のうち人夫頭の方は麻郷約の方から支払い、人夫の方は人夫頭が支払った。こうして商売は盛んになり、[人夫頭や人夫たちは]感情を通わせ、相互の友誼を強化したように思われる。

大規模な荷物を輸送して長途に行くには、十分な包装をし腕のいい人夫頭がいても、投宿する時に、荷物は往々室外に分散して置かざるを得ず、管理に不便である。これに対する麻郷約の解決方法の一つは、廟宇を建てることだった。光緒20年(西暦1894年)麻郷約は川黔路上の碁江に三皇廟を建てた。この看守だった陳道士の回憶によると、以下のようだった。

「麻郷約の業務は日に日に発展し、銭や財産が増え、[陳洪義は]碁江の南門橋に建てた麻郷約民信局の傍らに、独資で一つの廟を作った。その事業の発展はひとえに天時、地利、人和と忠義、守神に負うものとして、天皇、地皇、人

皇、関公と財神を祭り、「三皇廟」と名づけた。廟内の香華の番人は、仏に帰依するわけでも、道教に属するわけでもなく、麻郷約自身が専門に人を雇って香華を管理させた。廟の前は貴州に通じる大道で、大道を過ぎれば綦江の埠頭であった。廟門をくぐると、見上げるような舞台があり、舞台の向こう側が大きな中庭になっており、中庭の両側には蔵書楼が建っていて、楼の一階は香客房〔参詣者の休息所〕だった。中庭を過ぎると正殿があった。廟の使用は、平時は人々が焼香や遊びを行ない、年越しには芝居小屋となるが、毎晩麻郷約の貨物が到着すると、貨物置場となる。一般には、貨物が少ない時には鴻仁棧の中に置き、多い時は往々100挑以上にもおよぶので、その時は廟の中に置く。人夫が全部廟を離れると、山門を閉め夜警を派遣して警戒させ、関係者以外は入れぬようにした。翌日、人夫が廟内に入って荷物を積み出した。このような情景にたびたび出あい、当時は全く忙しい思いをしたものだった」と。

この種の貨物置場のための廟は、遵義、赤水、桐梓等の所〔いずれも貴州省〕にも麻郷約が建てていたといわれる。

4. できるかぎり顧客の需要に応える：麻郷約の輸送の一つの特色は、品種を選ばず、困難を問題とせず、できるかぎり顧客の要求を充たすことにあったが、比較的有名な事柄が二件ある。

- (1) 人のために黒差を行なう。いわゆる「黒差」とは、客に代わって棺を送ることで、麻郷約では「辦黒差」と呼んでいた。この業務の最盛期は、1916年前後であった。当時袁世凱を討つため〔護国軍が〕雲南から蜂起したが、途中陣没した将官や佐官たちの棺の運搬は、そのほとんどを麻郷約が引きうけた。顧客の習慣を尊重し、真面目に手続きを行なったことを表わすため、麻郷約は以下のような3カ条の規則を定めた。それは、①普通の靈柩には、必ず香を焚き、紙銭を焼いたり、鶏を潰したり、神に祈ったりした後に、出発する、②16人が担ぐ靈柩には、香を焚き、紙銭を焼き、鶏を潰して神を敬うほか、仏僧や道士に経を読んでもらい、街中を付き添って送ってもらう、③黒差のことは専門の人夫頭に執り行わせる、の3カ条であった。当時、もしも昆明から江西まで靈柩を送るとすると、麻郷約では400銀元かかった。運送料は高かったが、顧客の風俗習慣に照らして送るので、託送する人は大変多かった。軍閥の混戦期間には、商品貨物の〔流通〕が少なかったが、「黒差」商売からの収入は、背い荷や担ぎ棒での稼ぎの不足分を大いに弥縫したのだった。

(2) 木船に汽船を載せる。およそ 1937 年ころ、四川省政府公路局は麻郷約に委託して重慶から木船で汽船の渡し船を広元、石橋等の地に運搬する試験をした。渡し船は大きく重い。人力では木船に持ち上げることはできなかった。試みに起重機を使ったが、起重能力が小さく、吊りきれなかった。ある技師に相談したが、彼は適当な方法を見出せなかった。麻郷約の番当と幾人かの人夫頭が反復して検討した結果、次のような方法を思いついた。先ず木船に小さな孔を空け、これを水の下に沈める。同時にその両側に各々一つ船を置き、これを使って水中の木船を引き、それが川底までは沈まぬようにする。そのあと渡し船を船上に載せ、沈みかけている木船に空けた孔を塞いで船綱を引き、船倉内の水を杓で汲み出し、木船を浮上させる。このようにして搭載の困難さは解決された。

5. 役所のために役目を果たし、官命のために上前をはねる：役所の下っ端役人に礼を贈り、客として招待する。麻郷約はもともと役所と深く交わることに注意を払ってきた。民国以前、巴県の守備隊長は毎年誕生日を迎えると、必ず「打帳」（つまり客を招待して礼を受ける）を行なった。その目的は機会を借りて金を集めることにあった。麻郷約が毎年贈る礼銭は同業者より多かった。平時、重慶に赴く有名な官僚たちに対しては、また機会を借りて銭財酒食をもって歓待しなければならなかった。貨物輸送ルート of 州・県の役所にも、また懇懃に応酬しなければならなかった。これらの礼銭あるいは酒食の費用は、みな正式の収支に入れられた。このようにするのは、封建勢力に依拠して、貨物輸送の安全を求め、強盗や誘拐にあった時に役所に追求を頼みやすいからである。光緒 31 年 [1907 年]、貴州から搬出した塩の売り上げ金・6 挑分の銀が碁江の号坊地方を過ぎた時、土匪の呉利貞に強奪された。当地の役所は数県の兵力を連合して、奪われた銀を取り戻した。宣統年間 [1908 年～12 年]、麻郷約の貨物が [貴州省の] 桐梓で奪われ、当地の役所はこのために 10 余人を処罰したが、その後麻郷約はそれ以上の再調査を求めず、事件は決着した。平時からの役所との交流の効力を見ることができる。

巨額な特別経費 [差款] を引き受ける。役所に応酬する費用を除くほか、麻郷約は、[役所の求める] 巨額の特別経費を請け負った。それは民国以来では軍閥混戦の期間 [1918～35 年?] がもっとも多かった。二劉 (劉湘、劉文輝) の戦い、劉楊 (劉湘、楊森) の戦い、北軍 [北京政府軍] と黔軍の戦い、21 軍と黔軍の戦い、黔軍内部の李周 (李小炎、周西成) の戦いなどで、麻郷約はいず

れも巨額の特別経費を負担し、多ければ毎回少なくとも1000～2000銀元、少なくとも、毎回100～200元という有様であった。小はたとえば平素からの関係者に「銀行から金を」引き落とさせることも、よくあった。この類いの特別経費は正常の収支に繰り入れられた。

金を借りて上前をはねる。自身が特別経費を引き受ける以外に、役所あるいは軍閥と一緒に人夫を使ったが、それもまた軍閥混戦の時期がもっとも多かった。麻郷約の人夫徴集方法は、人を派遣して強制的に連行するものであった。昼だろうと夜だろうと、大きな街だろうと小さな街だろうと、ぼろをまとった人を見ればすぐ、役人の名を騙り、もったいぶった態度で、野蛮・凶悪にも彼らを縄で数珠つなぎにし、300名、500名と集めては、軍役に駆り立てた。1928年、頼心輝は軍長として赤水に駐屯していたが、麻郷約に密命して、5000名の人夫に銀を貴陽まで運ばせようとした。1人1日の給金は1元だった。麻郷約は5軒の輸送業者とこれを引き受け、每家1000名を集めることにした。このような脅迫されて雇われた人夫に対する給金は、1人1日たったの5角で、麻郷約が半分の上前を撥ねていたのだった。ある時には軍事情勢が急を告げ、軍閥はまたこれらの無理矢理、あるいは騙して集めてきた人々を、強制的に兵隊にして戦わせた。だから、死亡したり逃げ出したりした人の数は分からないほどだった。このため、彼らの家族が麻郷約に来ては店の要人と言い争う事件は、日常茶飯のことだった。

## 6. 人事管理と労資の状況\*

\* 訳注：ここは各職の名と役割を説明する箇所なので、「経理」をはじめ「伙子」等々は、説明の終了後でも、みな原文をそのまま使用した。

### (1) 経理 [支配人]

民国以前は、習慣上は「掌柜」と呼んだが、後に「経理」と改称した。麻郷約は陳氏の家族が自ら担任し、全部の人事、経済、対外応酬、接待等の事務を掌握していたので、麻郷約の貨運行の最高責任者はまた、麻郷約貨運行の財産所有者でもあった。

### (2) 管事 [番頭]

又は「二掌柜」と呼ぶ。経理の助手である。光緒年間には年給 [長年薪] で、食事を行内で供給されるほか、毎年約40吊銭であった。民国初年に月給制になり、貨運行内で食事を給するほか、毎月約11～12銀元であった。抗日戦争の初

期、当時の法幣に照応して、食事を給するほかは、毎月 50～60 元だった。毎年年末には貨運行内にボーナス〔紅酬〕が配られたが、金額は一定しなかった。管事になる条件は主として、①天秤棒担ぎの出身であること、②忠実で頼りになる者、③路線と商店を熟知している者、であった。その主要な任務は、①毎日茶館や商店に行つて日を過ごし仕事を集めること、②各路の貨物輸送の状況を掌握すること、③人夫頭を組織したり、分遣・派出すること。必要な時には、人夫頭の肩書きで貨物を出発させること、であった。

### (3) 司賬〔會計〕

又は「先生」といい、「帳房」ともいう。1 人か 2 人で、職務は固定しており、文墨にいささか通じ、計算のできる者で、多くは管事の紹介で入行する。光緒年間には長らく年給で、行内で食事を供与されるほかは、毎年約 30 吊銭だった。民国初年月給に改まり、貨運行内で食事を給するほか、毎月約銀元 10 元だった。抗日戦争初期は食事代を除くと、毎月約法幣 40 元だった。

### (4) 伏頭〔人夫頭〕

管事の指図、分班を受け専門的に管理する伏子〔人夫〕を組織し、貨物輸送に当たる輸送人である。麻郷約の伏頭になるについては、主に三つの事情があった。①天秤棒担ぎの出身で又信用のある者、②〔博打を搏つなどしつつ〕世間を流浪している者〔江湖上“海得開”的〕、③緑林出身の者。伏頭は輸送任務を引きうける時、ある者は三人の「搭白」〔保証人〕を乞う。ある者は一定金額の保険に入る。この種の保険は任務完成後に麻郷約運行から還す。伏頭には固定した賃金がない。その給金〔薪給〕の源泉は、伏子に支払われる賃金から毎回 1 元あるいは 1 元余を天引きすることにある。ある伏頭は輸送力を兼ねている。しかし、伏子の賃金の上前を撥ねてる点では、半労働〔者〕にして半搾取〔者〕の状態にあるわけだ。ある伏頭は貨物を運ばず、完全な伏子の搾取者である。伏頭には正輪子伏頭と臨時伏頭の身分がある。正輪子伏頭は麻郷約と直接関係にあり、貨運行内で食住が可能である。食住費は貨運行が先払いし、運輸の任務を引きうけた時に賃金から差し引く。臨時の伏頭は多数が貨運行付近の小さな客棧に寝泊りしており、食費と宿代は自分で用意する。麻郷約業務の最盛時には、正輪子伏頭が 120 余人いた。各伏頭が路程に着く時、少ない者は数十の荷物を、多ければ 100 余の荷物を持っていた。麻郷約が伏頭を手分けする方法に 3 つあった。①名札を作り順次輸送する、②熟知している路線によって手分けする、③路線を熟知しているかどうかの程度によって分ける。伏頭に対する要求としては、特に信用を守り、時間を守ることを重んじた。麻郷約は

平時は伏頭と空模様を話したり、飯を食べたりしているが、もしも時間どおりに荷が届かなかったら、大門を閉めて入れないようにし、事後に責任を追求する。これにより伏頭に正確な時間内に仕事をするべきことを教え込む。しばし任務をもらえない伏頭に対しては、臨時の荷作りをさせて、その生活を維持させる。

#### (5) 二把手 [小頭]

厳密に伏子を支配するため、伏頭は又1名～5名の「二把手」を雇う。又の名を「代梢」ともいい、直接に伏頭の助手になり、途中の運搬の事柄を処理した。

二把手の賃金は伏頭が支給する、固定の額はなく、大約伏頭に次ぐものと思われるが、しかし伏子よりも多かった。

輸送の途中で、先頭に行く二把手は、主に関所の切符を処理する。渡し場での交渉および伏子が行って宿泊することを担当する。後尾に行くものは、主に伏子を監督し、荷物の点検を行ない、持ち逃げ等を防止する役目を果たしている。

#### (6) 伏子 [人夫]

又の名を脚夫という。伏頭あるいは二把手が集めたもので、自ら天秤棒と引き綱という道具をもっている。固定の伏子と臨時の伏子の両種がいた。固定した者は保証人の紹介と管事の同意を経て初めて店内に入れる。輸送の度に伏子の中に3人以上10人以下の連帯保証人が要る。もし「被保証人」が輸送途中で荷物をなくしたり、脅し取られたり、損壊したりした場合、その賃金を停止するほか、不足の数は、すべて連帯保証人が共同で賠償する。被保証人が途中で寒い目にあっても、暑苦しい目にあっても、みなこれを天命と心得させる。

伏子の賃金は、完全に出来高払い制である。その計算方法は光緒年間ではこうだった：すなわち、重慶から貴陽まででは毎60斤につき客から2串文を徴収し、貨運行が120文を取り、伏頭が12文を取ったので、伏子の実収は、1串868文であった。

民国以来、貨運行がもっと多くの利潤を得ようとしたこと、加えて幣制が変化したことにより、賃金の数額もしばしば変化した。1923年の計算方法は以下のようなものだった。

表4 麻郷約の運賃とその分配

発着地点	計算基準	料金の基準		行内の管理費	伏頭の取り分	伏子の実際の取り分	
		快速便	普通便			速達	普通
重慶～昆明 46元	毎100斤	58元	50元	3元	1元	54元	46元
重慶～貴陽 16元	毎100斤	33元	20元	3元	1元	19元	16元
重慶～成都 12元	毎100斤	18元	16元	3元	1元	14元	12元
貴陽～昆明 21元	毎100斤	29元	25元	3元	1元	25元	21元

元（銀元） 前掲書、155ページ

輸送の途中、毎日伏子に食費を支給し、目的地に到着後また賃金の残りを払う。伏頭の多くは伏子の賃金の事にいつもタッチし、その搾取の程度は相当重大であった。1926年、二把手で名を嚴高人という人が、重慶から貴陽までの貨物を運んだところ、客とは每名伏子の賃金〔力資〕を21元と決めたが、しかし彼はこの金額（21元）で3名の伏子を雇った。1933年、8挑の荷を重慶から貴陽に運ぶのに、顧客とは每挑の運賃を24元と契約した。〔しかし〕但良臣という伏頭がいて、毎挑から10元の上前を撥ね、伏子には14元しか払わなかった。このほか、伏子が伏頭のための義務的輸送をすることは、日常茶飯のことだった。

麻郷約は伏頭・伏子から手続き費を取り立てて発財致富したが、伏頭、伏子を籠絡することとした。それは、孤独で身寄りのない者、老人、幼児、貧困で死にそうな伏頭、伏子に対し、以下のような数種の方式で職をあてがうことだった。

- ①住居の提供。住居を提供する中での主要項目には次のようなものがあった。平常ちょっとした病いには漢方薬の丸薬を支給したり、担い棒や、肩当て、縄、および現金（毎回最も多くても100文）等を与えた。
- ②埋葬。貴陽の小関の下に、約100余丈平方の土地を買い、身寄りのない伏頭、伏子の墓とした。
- ③家族を扶養する。1929年2人の伏頭が桐梓で土匪に殺されたが、麻郷約は2人の家族を10年近く扶養した。
- ④遠距離をやってきた伏頭・伏子には、住食のほかに往復の「旅費」を支給した。

(7) 看香 [線香・蠟燭売り]

荷物置場のための廟宇の管理人として、毎月わずか数斗の米のみを支給した。線香、紙銭と本人の生活費も、一切この中に含まれていた。

(8) 更夫 [守衛]

荷物置場の守衛人である。荷物の到着発着の時、夜は夜回り、巡邏、警報を担当する。固定した賃金はなく、ただ喜捨の名義で臨時的に賞金をもらう程度である。

### 第3章 「麻郷約」の終焉

#### 第1節 「伴伴伙」から福記、興起麻郷約へ

清末民初、麻郷約はすでに大儲けをし、巨額の資金を累積していた。麻郷約は累積した資金を殆ど全て家屋と土地方面に投じていた。現有の資料によると、その土地は重慶、綦江両所で1,200余石(昔の石は、毎石が40~50市斤)であった[四川では土地の単位を米の収穫高で表わした]。このほかに、貴陽、昆明等の地のものは勘定のしようがない。その屋敷は、重慶では綉壁街、鳳凰台、響水橋、麦子市、二牌坊、金馬寺、南紀門等の所に九つの大邸宅を持っていた。綦江の南門橋では、通りの片側全てが麻郷約の持ち物だった。そのほか、昆明、貴陽、遵義、瀘州等の地のものは計算に入っていない。

継続して財産を増やし、搾取を拡大するため、1922年、麻郷約は昆明で他の同業者と共同事業を興し、1人300元を出資し全部で4500銀元を集め、輸送業務を連合経営した。この経営体を“伴伴伙”とか“棒棒伙”称した。麻郷約の目的は、この種の組織を利用してその他の同業者を併呑し、運輸業務を独占することであった。しかし、軍閥の混戦、荷物の激減により、支出はすこぶる巨額なのに、儲けがなく、1年で別人に株を譲って抜け出し、麻郷約の企図は実現できなかった。

1924年当時は、陳洪義はすでに死去しており(陳洪義は大約光緒28年=1902年に死んだ)、企業は陳の後妻の四老太婆が取り仕切っていた。外部では、時局が混乱し、路線は長すぎ、統制は容易でなかった。内部では、恩顧に応じて仕事に精を出す有能な人材に乏しかった。四老太婆は麻郷約を福記、興記の二つに看板を分けることにし、福記は四老太婆が主宰し、四川省内の業務を専営した。興記は但炳宣という名の人夫頭に貸与して、雲南、貴州の業務を担当させた。

## 第2節 興記麻郷約終息の経過

1925年、但炳宣は毎年の租借金として銀200元を払って、興記麻郷約の看板を受け継ぎ、始めのころは稼ぎがあった。ただこの人物は性情粗暴で人夫たちに対しやたらと大声をあげて罵り、妻を4人も持ち、個人的消費が大きく、商売はうまくいったが、蓄積がなかった。経営すること4年にして、原有資金は底を突いてしまった。1929年に但炳宣は死に、その前後から妻の李樹賢と子供の但永奎が経営に当たったが、抗日戦争中は、正業が不利で、煙草売買の商売を経営したが、又しても元手をすり、1944年になると負債額は6～7万元になった。当時、信用は全く失われた。よい人夫頭も店を去り、商売は日毎不振に陥り、看板料の借り賃も支払えなかった。1945年、陳家の支配人が興記の看板を回収し、二度と看板を貸さないことにした。興記麻郷約はこうして終息した。

## 第3節 福記麻郷約の終息

陳洪義は2人の妻を娶ったが、本妻は早死にし、姓を李という後妻のことを、人々は「四老太婆」と呼んだが、子供は無かった。正妻には2人の子がいたが次男は夭折し、長男に2人の孫がいた。長孫は陳如舟、字を大耳朶といい、次孫は二老爺といい、2人とも坊っちゃん育ちであった。陳洪義にはまた1人の養子があったが、人は陳么爺と呼んだ。貴族の子弟のような生活をしていた。

1938年、四老太婆の死後、福記麻郷約は陳如舟が後を継いだ。任用した番頭に力があり、四老太婆が死んだ時、巨額の活動資金（一説によると、50両1錠の銀子が約200錠、合計1万両が2つの戸棚に満載してあった）は後継ぎの人々によってこっそりと盗まれた。しかし業務はなお比較的安定していた。

1942年、陳氏一門の中に争いが起こり、陳家は分家した。陳么爺は養子である自分の分と直系の孫2人分とで財産を均分することを要求したが、陳如舟は応えず、ただ直系の両孫が各1股、陳么爺が1股で、3つに均分することを提案したが、陳么爺は受け入れようとしなかった。双方は商売を見返らずに、訴訟を2年続けたが、懸案はかたずかなかった。

1944年、陳如舟が死ぬと、陳么爺は又、如舟の弟を告訴したが、人の仲介で、3股に均分することで訴訟はようやく終わった。分家の後、直系の両孫は、ただ地主的搾取生活しか知らず、陳么爺は土地を売ったり、アヘンを吸ったりした後、アヘン治療院内で死亡した。

陳如舟の死後、企業はその妻の尹氏が引き継いだ。当時、内部組織はなお健

全で、任用の番頭、人夫頭もなお力があつたが、国民党の反動政府が反人民の内戦を起こした時期で、至る所で掠奪に遇い、物価は高騰し、法幣は価値が下がり、また、陳家の後輩に経営の才能がなく、ただその場限りで過ごしていた。1947年、福記麻郷約の看板は旧軍人の左君実の経営に貸し出された。貸し賃は毎年400元であつた。左は看板を借りた後、正業に努めず、密輸を請け負ったり、アヘンを代送したりで、偽政府〔国民政府のこと〕の捜査にあい、大いに搾り取られて、貨物は没収された。こんなことが前後7～8回起こり、その都度巨額の賠償金と罰金を取られた。1949年、停業を迫られ、福記麻郷約はここに終息した。

## おわりに

以上、「西南民間巨擘『麻郷約』」の殆どの部分をどうにか拙訳した。例のごとく、不勉強にして訳出不明な箇所があつたのは遺憾であるが、現在の日本における中国近代史の研究状況の中で、私が全く無用な作業をしたとは思っていない。管見ではあるが、清末から民国にかけての中国西南地方において、運輸や通信に携わつた人々、とりわけ飛客や人夫たちの生活の実態について、このように具体的に描いた研究は日本にはまだ無い、と思うからである。拙訳を了えて私なりに気づいた問題について、想いつくままに簡単にコメントをしてみれば、以下のようなものである。

私がこの調査記録を読んで先ず意外だつたことは、清末の西南地区が思ったよりも旅行者にとって安全だつたようだということである。麻郷約の運輸事業が危うくなつたのは、民国も10年代になつてからのようである。

次に、麻郷約の創設は、どの業種について見ても官僚という後ろ盾を得たことが重要なきっかけとなっている。民国になると軍閥の混戦で輸送に遅滞を来したり、搾取されたりしたが、それでもどうにか持ちこたえることができた。いや、場合によっては軍閥と結託して人夫狩りを実施したり、貧しい人々の日当の上前を撥ねたりもしている。だから、「差款」すなわち軍閥の特別経費にしても、軍閥からの一方的搾取ではなく、大地主たちにとっての「預徴」と同様、税金の一時立て替えであり、結局は税金から補填されたものではなからうか。但し、これはあくまでも推測の域を出ず、直接にこれを示す史料の発掘は今後の課題である。

又、旅商人といえは保鏢を想起するが、保鏢を利用していないのも、意外で

あった。一部に土匪との闇取引があったことをしのばせるような叙述もあるが（第2章第3節麻郷約貨運行の2）、土匪問題は「運・不運」の問題で、社会問題としての深刻な叙述はない。しかし、偶然見たものを書き留めておいたにすぎないが、『国民公報』の1932年8月31日付け5面の記事の見出しに、「麻郷約又しても掠奪さる。安岳、樂至間で」とある。「又しても」とあるように土匪の被害も頻繁にあったようだ。

土匪に関連するが、轎夫や人夫が、原則として身元の保障を要求され、担保を取られたということも、また注目に値する。つまり、流民的存在の労働力を利用する場合も見受けられるが、原則としては流民化した労働力を使わないで、身元確認できる農村の貧乏人から、家付き食事付きで麻郷約に忠誠な人夫を育てようとしていたことが分かる。

一方、食・住を共にし、病氣・葬式・墓まで面倒を見てもらい、これを麻郷約の恩情の表れとして世間の人々も讃え羨んでいたという事実は、労働者が経済的にも意識の上でも未だ「封建的」な物の中でまどろんでいたことを示すが、見方によっては、後の「単位」制度の歴史的起源の一つを、このような所にも見ることができるかもしれない。

但し、損害賠償制度の考案は近代的職業倫理に近いものがあり、大いに注目されてよい事柄ではなかろうか。

また、麻郷約の衰滅の事情を考えると、経営に人を得なかったことや、遺産相続をめぐる争い、等々も重要な要因だったと思われるが、馬車道・自動車道の発達や郵便行政の発展、人力車の普及による轎の駆逐や飛脚の淘汰等々の社会的変化も見逃せない。例えば、成都の新聞『国民日報』が実施した、同市人力車夫工会についての調査によると、1929年1月現在の人力車は8370台、人力車夫は約1万7000余人で、この内轎夫から転業した者は25%にも及んだという（松雲「成都市的人力車夫」、『経済科学』第2期、4ページ）\*。

そして、最後に、莫大な富が地産・房産に投じられていたことは、他に適当な投資口を見い出しにくい奥地だった、という条件も考えてみる必要があるだろう。

\* 訳注：因に他は、手工業者から転職した者が25%、車夫と行商の兼業者が17%、残り  
は農民出身であった。

2000年8月24日 擱筆

本論集第50号の1、2、第51号の1、に連載した拙訳、黎旭陽著『八徳会革命始末』に、不注意による誤植の見落としと、不適切な訳文箇所があったので、以下のように訂正しておきたい。

その1 (50号の1)

60頁下から10行目	陳跃之 → 陳躍之
73頁最下行	七跃山 → 七躍山
74頁上から14・15行目	陳跃之 → 陳躍之
下から6行目	同 上
76頁上から14・15・17・19行目	同 上
89頁上から10行目	大きくかった → 大きかった
90頁上から1行目	全神径 → 全神経

その2 (50号の2)

65頁下から11行目	わざわざあう → わざわいにあう
74頁～79頁	王招三 → 王紹三
88頁上から13行目	暗殺に → 暗殺されそうな目
89頁下から4行目	1個連団 → 1個団
同上	連団長 → 団長
最下行	速長 → 連長
90頁中段「*」内	「所似」 → 「所以」
99頁上から14行目	討ち → 撃ち
99頁下から11行目	かかりあう → かかわりあう

その3 (51号の1)

83頁上から15行目	国民党 → 国民党
85頁上から14行目	殺し、 → 殺した。
17行目	強敵の → 強敵たる袁の軍に
87頁上から5行目	この外 → このほか
89頁上から3行目	帰ったら → 帰ってから
15行目	継いだが → 継いだ。彼は
92頁上から18行目	「黎家郷」の前に「八徳会は」を補う
94頁上から7行目	射撃し → 射撃したが
9行目	慌てて → 慌てた。
下から8行目	革命 → 革命的行為

97頁下から 6 行目	「途中」の前に [李光華らは] を補う
98頁最下行	地は → 血は
100頁下から 3 行目	会兵には → 会兵は
106頁上から 3 行目	楊明部隊 → 楊明の部隊
11行目	人民群衆 → 人民大衆
107頁上から12行目	活動否定を→ 活動を否定
下から 4 行目	者は → 者には
108頁上から 9 行目	成り代え → 作り変え
112頁上から 8 行目	石柱 → 石柱 [皇城]
20行目	老処長 → 老いさらばえた処長
113頁上から 6 行目	「ことによると」以下を削り、「大きな流血事件は起こせなかった。」に改める
12行目	「そこで、」を削る
14行目	得てはいなかった→得なかった
15行目	3回 → 3回目
18行目	ろうする → ろうとする
114頁下から 8 行目	崔隊甫 → 崔会甫
115頁下から 4 行目	両手の → 二様の
3 行目	30年代 → 30年代 <sup>ママ</sup>
119頁上から 2～3 行目	四川の軍閥→ 四川軍閥の 「低すぎて評価し、彼らははなはだしくは」→「過小評価した。そのうえ彼らは」
119頁上から13行目	だけ決断 → だけで決断
下から 9 行目	給し、 → 給した。
120頁下から13行目	派遣し、て→ 派遣して、
128頁下から 3 行目	南賓は → 南賓と
131頁上から11行目	ありたけ → ありったけ
下から 6 行目	！」 → ！」。
132頁上から14行目	実の子 → 実の親子